使用済自動車の再資源化等に関する法律
（自動車リサイクル法）
引取業・フロン類回収業の手引き

平成２０年４月
千葉県環境生活部廃棄物指導課

目　次

次に掲げる用語の意義は以下のとおりとする。

法　　使用済自動車の再資源化等に関する法律
（平成１４年７月１２日法律第８７号）

令　　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令
（平成１４年１２月１２日政令第３８９号）

規　則　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則
（平成１４年１２月２０日経済産業省・環境省令第７号）

細　則　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
（平成１６年６月１５日規則第１３８号）

Ⅰ　自動車リサイクル法の概要

１　自動車リサイクル法の全体概要

（１）使用済自動車等の流れ

ア　「拡大生産者責任」の考え方に基づき，自動車製造業者等（輸入業者を含む）が自ら製造・輸入してきた自動車が使用済みとなった場合に，シュレッダーダスト，エアバッグ類及びフロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負う。

イ　関連事業者は全て都道府県知事等の登録・許可制となり，役割分担の下，使用済自動車等の引取り・引渡し義務や一定の行為義務を負う。

（２）リサイクル料金等の流れ

ア　自動車製造業者等（輸入業者を含む。）が行うシュレッダーダスト，エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊に必要な費用に関しては，リサイクル料金として自動車所有者（自動車を所有する法人も含まれる。）にその負担を求める。あわせて情報管理料金と資金管理料金についても自動車の所有者の負担となる。

（各事業者や最終所有者間での使用済自動車等の引取り・引渡しの際の対価の額については，当事者間で決定される（本法によりシュレッダーダストの処分費用などの近年の逆有償化の主要因が解消されることになるため，リサイクルルートにおける使用済自動車等の概ね有価での流通の実現が期待される）。）

イ　リサイクル料金はあらかじめ各自動車製造業者等（輸入業者を含む）が定めて公表する。これにより自動車製造業者等間の競争が生じ，リサイクル容易な自動車の設計・製造やリサイクル料金の低減が図られることを想定している。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令する。［**法第３５条**］

ウ　リサイクル料金等は，自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや，収受コスト，負担感等を勘案して，自動車所有者が原則新車販売時に資金管理法人（(財) 自動車リサイクル促進センター）に預託する制度である。国土交通大臣等が登録・車検手続時にこれを確認する。

エ　自動車製造業者等（輸入業者を含む）の倒産・解散による滅失等を防ぐため，リサイクル料金等は資金管理法人（(財) 自動車リサイクル促進センター）が管理し，自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたりリサイクル料金の払渡しを請求する。

（３）情報の流れ

ア　電子マニフェスト（移動報告）制度を導入し，使用済自動車等が各工程の事業者間で適切に引取り・引渡しされていることを確認できる情報管理システムを構築する。

イ　具体的には，登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に，その旨を情報管理センター（(財) 自動車リサイクル促進センター）に原則パソコン等からインターネットを経由して報告する制度であり，マニフェストに関する情報を一元的に管理する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

（通称: 自動車リサイクル法）

２　自動車リサイクル法の対象自動車

（１）自動車リサイクル法の対象となる自動車は，次に掲げるものを除く全ての自動車である（トラック・バスなどの大型車，特種自動車，ナンバープレートの付いていない構内車も含むことに留意すること）。

＜対象外となる自動車＞
・被けん引車
・二輪車（原動機付自転車，側車付のものを含む。）
・大型特殊自動車，小型特殊自動車（フォークリフト，ブルドーザ，農耕トラクタ等）
・その他政省令で定めるもの（農業機械，林業機械，スノーモービル，公道を走らないレース用自動車，自衛隊の装甲車，公道を走らない自動車製造業者等の試験・研究用途車，ホイール式高所作業車，無人搬送車）

（２）対象となる自動車のうちでも次に掲げる架装物部分については，破砕業者で処理されることが少なく，かつ載せ替えや別用途での利用などにより再利用される場合も多いとの理由から，シュレッダーダスト，カーエアコン用フロン類及びエアバッグ類に焦点をあてている自動車リサイクル法においては対象外としている。

＜対象外となる架装物＞
・保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他のバン型の積載装置
・コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
・土砂等の運搬用自動車の荷台その他の囲いを有する積載装置
・トラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置

　これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合には，架装物部分は自動車リサイクル法の外での対応ということになるため，自動車リサイクル法の登録・許可業者には法律上の引取義務はなく，シュレッダーダスト分のリサイクル料金の対象ともならない。この場合，一般的な廃棄物処理法上のルール(廃棄物処理法の業の許可やマニフェスト制度等)に従って処理がなされることに留意する。

（３）平成１７年１月１日以降新たに引取業者に引き渡された自動車から，自動車リサイクル法の対象となる。
　なお，平成１６年１２月３１日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には，平成１７年１月１日以降もフロン回収破壊法の仕組みに従う必要がある。

３　自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

（１）使用済自動車等（使用済自動車，解体自動車，シュレッダーダスト，エアバッグ類）は，自動車リサイクル法の規定により，その金銭的価値の有無に関わらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることになる（ただし，取り外した部品等や電炉会社等に引き渡される解体自動車（廃車ガラ）については，有価での引渡しであれば原則廃棄物には当たらない）。

自動車リサイクル法が本格的に施行された平成１７年１月１日以降において，使用済自動車，解体自動車，シュレッダーダスト，エアバッグ類は，廃棄物処理法上の廃棄物とみなされることから，使用済自動車等の処理（積替え，保管，収集運搬，処分）については，自動車リサイクル法に別の定めがない限り，廃棄物処理法に従って行わなければならない。

平成１６年１２月３１日までに使用済自動車として引き取られたものについても，有価性の有無にかかわらず廃棄物処理法の処理基準が適用される。

なお，使用済自動車等は廃棄物処理法上の廃棄物とみなされたとしても，有用な金属等を含むことから，当事者間において有価での流通を妨げるものではない。

（２）自動車リサイクル法の登録・許可業者については，自らが行う引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要である。

また，事業所所在地の都道府県知事等の登録・許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能である。

ただし，運搬・処理にあたっては廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要がある。

自動車リサイクル法の登録又は許可を受けた関連事業者は，自動車リサイクル法の規定により行う自らの引取り又は引渡しに係る使用済自動車等の運搬又は処理について，廃棄物処理法の業の許可は不要である。

① 引取業者

自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り，又は次の工程であるフロン類回収業者若しくは解体業者に使用済自動車を引き渡す際に，自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

② フロン類回収業者

引取業者から使用済自動車を引取り，又は次の工程である解体業者に使用済自動車を引き渡す際に，自らが行う運搬に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

③ 解体業者

引取業者若しくはフロン類回収業者から使用済自動車を引取り，又は他の解体業者又は破砕業者に使用済自動車等を引き渡す際に，自らが行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可は不要となる。

自ら回収したエアバッグ類を自動車製造業者等に引き渡す際の運搬を行う場合も同様である。

使用済自動車又は解体自動車の処分を行う際の一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可は不要となる。

④ 破砕業者

解体業者若しくは破砕前処理を行う破砕業者から解体自動車を引取り，又は他の破砕業者に解体自動車を引渡し若しくは自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡す際の運搬について，産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となる。

解体自動車の破砕前処理又は破砕処理を行う場合の産業廃棄物処分業の許可は不要となる。

（３）登録・許可業者は，次の工程となる登録・許可業者に使用済自動車等を引き渡す義務があるが，廃棄物処理法に基づく委託契約書締結義務はない（ただし，委託契約書の自主的な締結は当然に可能)。

また，この場合には，使用済自動車等の引取り・引渡しについては，自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度が適用されるため，廃棄物処理法上の産業廃棄物マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは不要となる。

平成１６年１２月３１日までに使用済自動車として引き取られたものは，自動車リサイクル法の引取り又は引渡しの対象とならないことから，その使用済自動車等が産業廃棄物である場合には，廃棄物処理法に基づく委託契約書の締結が必要となる（一般廃棄物，産業廃棄物とも委託基準が適用される）。
また，使用済自動車等が産業廃棄物である場合には，各工程において産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となる。

（４）他方，次工程への使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合には，廃棄物処理法の収集運搬業の許可（産業廃棄物・一般廃棄物どちらでも可）を有する事業者に委託することが必要となる（産業廃棄物であれば，廃棄物処理法上のマニフェストは不要であるが，廃棄物処理法に基づく委託契約書は必要）。
また，自動車リサイクル法の登録・許可業者であっても使用済自動車等以外の廃棄物を扱う場合には当然に廃棄物処理法の業の許可が必要となる。

- 自らの引渡しに係る使用済自動車等の運搬を第三者に委託して行う場合，その運搬を行う者は一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている事業者に委託しなければならない。
- 廃棄物処理法上のマニフェストについては，電子マニフェストに委託の相手方を入力することにより交付が不要となるが，委託契約書の締結は必要。
- 使用済自動車等の解体により発生した廃油等の廃棄物の運搬又は処分を第三者に委託する場合は，廃棄物処理法の許可業者に委託する必要がある。

4　自動車リサイクル法とフロン回収破壊法（カーエアコン部分）との関係

（１）フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については，その枠組みが原則そのまま自動車リサイクル法に引き継がれ，使用済自動車全体として一体的に扱われることとなる。

（２）フロン回収破壊法の登録である第二種特定製品引取業者，第二種フロン類回収業者は，それぞれ，自動車リサイクル法の引取業者，フロン類回収業者の地位（標識を掲示する必要あり）に自動的に移行することとなる。

（３）登録業者の行為義務等についても原則フロン回収破壊法の仕組みを引き継ぐこととなるが，フロン券による費用徴収方法は自動車リサイクル法による費用徴収方法に一本化され（フロン券制度は廃止），フロン類管理書についても廃止され，自動車リサイクル法上の電子マニフェスト制度に一本化される。
ただし，平成１６年１２月３１日までに引取業者に引き渡された自動車がフロン類を冷媒としたカーエアコンを搭載している場合には，平成１７年１月１日以降もフロン類管理書やフロン券などのフロン回収破壊法の仕組みに従う必要があることに留意する。

Ⅱ　引取業者の登録

１　根拠法令

法　：第４２条及び第４３条
規　則：第４６条

２　引取業者の位置づけ

自動車所有者から使用済自動車を引き取る業者は引取業者として都道府県知事等に登録することが必要となる。登録がない事業者は使用済自動車を引き取ることができない。

→　自動車所有者から使用済自動車を引き取りフロン類回収業者又は解体業者に引き渡すリサイクルルートに乗せる入口の役割を担う（ただし，解体にまわすことになる使用済自動車としてではなく，中古車として引き取る場合は適用除外となる。よって引取業者の段階で使用済自動車・中古車のいずれであるかを線引きすることが極めて重要となる。）。

・　引取業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録制。使用済自動車を業として引き取るには，事業者ごと自治体ごとに様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要となる（５年ごとの更新制）。

・　登録要件は，カーエアコンにフロン類が含まれているか否かを確認する体制などフロン回収破壊法に準ずるものとする（フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後２年を経過していないこと等の欠格要件に該当しないことも必要となる。）。

・　フロン回収破壊法で第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は，自動車リサイクル法の引取業者に自動的に移行されている。

・　自動車リサイクル法の登録を受けていれば，自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要となる（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば，他の都道府県でも収集運搬が可能となる）。
［法第１２２条第１項］

・　登録事項に変更があるときは，所定の様式に各種添付書類を添えて変更届出が必要となる。

・　事業所ごとに，標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。
標識は縦・横各２０ｃｍ以上の大きさで，引取業者であること，氏名又は名称

及び登録番号を記載したものであることが必要である。

実務上は,引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて１つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を１つにまとめた標識とすることについても差し支えなく，Ａ４版以上の大きさであれば,都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

［標識の例］

○○自動車株式会社　△△事業所	
引取業者登録番号	20121XXXXXX
フロン類回収業者登録番号 回収するフロン類の種類	20122XXXXXX CFC･HFC
解体業許可番号	20123XXXXXX
破砕業許可番号 事業の範囲	20124XXXXXX 破砕前処理（圧縮及び切断）

３　引取業者の行為義務

（１）使用済自動車の引取りの際にはリサイクル料金が資金管理法人（(財) 自動車リサイクル促進センター）に委託されている旨の確認が必要となる※。

※　預託確認

電子マニフェスト制度での報告と同じシステムを利用して資金管理法人（(財) 自動車リサイクル促進センター）にアクセスし，エアバッグ類やフロン類の装備の確認している。また，実務上は最終所有者が有しているリサイクル料金の預託証明書（リサイクル券）でも確認することができる。

（２）自動車所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は，正当な理由※がある場合を除き，使用済自動車を引き取る義務がある。［**法第９条**］

※　正当な理由

①　天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば，事務所が天災等により被害を受け，引取りが物理的に困難な場合を想定）

②　使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

③　使用済自動車の引取りにより，使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
例えば,

・　使用済自動車等の引取りの際の車両本体引き取り価格や運搬その他の条

件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合

・　極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合

・　引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置かれて行かれてしまう場合

④　使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には，自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば，盗難車と分かっていての引取りなども想定）

⑤　リサイクル料金の預託がされておらず，最終所有者にリサイクル料金の支払いを求めても支払われない場合

（３）使用済自動車の引取りを行ったときは，最終所有者（車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しない。）に引取りの書面（引取証）※を交付する義務がある。

［法第８０条］

これは，引取りの証明及び最終所有者が後々使用済自動車に関する電子マニフェスト情報を引取業者に対し照会することを可能とするためのものであり，使用済自動車１台ごとに，引取後遅滞なく，間違いないように交付することが必要である。

※　引取りの書面（引取証）の必要事項

・　引取業者の名称，登録番号，事業所名，所在地及び電話番号
・　使用済自動車の車台番号
・　引取りを求めた者（最終所有者）の名前
・　引取年月日
・　リサイクル料金（資金管理料金分を除く。）の額

実務的には，資金管理法人（(財）自動車リサイクル促進センター）が発行する預託証明書（リサイクル券）の一部が上記引取証として活用できる。また，相手方に方法を提示して書面又は電子情報での事前承諾を得れば，書面の交付に代えて，電子メール又は引取業者が作成したＷｅｂサイトから最終所有者がダウンロードするという形で情報通信の技術を利用して伝えることもできる。

（４）フロン類が充填されたカーエアコン搭載の有無を確認し，搭載されている場合はフロン類回収業者へ，搭載されていない場合は解体業者へ引き渡す義務がある。

［法第１０条］

フロン類回収業者・解体業者にも引取義務はあるが，正当な場合がある場合には引取拒否される可能性があることに留意すること。

（5）電子マニフェスト制度を利用して，使用済自動車の引取り・引渡しから３日以内に情報管理センター（(財) 自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務がある。［法第８１条第１項・第２項］

（6）使用済自動車を自ら運搬する場合は，廃棄物処理法の業の許可は不要だが，廃棄物処理基準に従う必要がある。［法第１２２条第７項］

4　引取業者登録申請書及び添付資料

申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は，申請時に受理されず再提出することがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認したうえで，申請書を提出すること。なお，証明書等は発行から３箇月以内のものを用いること。

（1）引取業者登録申請書　（Ｐ２９・Ｐ３０）

各項目の留意事項は以下のとおりである。なお，申請書の作成を行政書士等が行う場合は，申請書（第１面）の右下に事務所名，行政書士等名及び電話番号を明記すること。

ア　申請年月日

申請書提出時は記入せず，廃棄物指導課の内容審査が終わり，受理された時点で記入すること。

イ　※登録番号，※登録年月日

・　引取業者登録更新申請の場合に記入する欄であり，新規登録申請の場合は記入しない。
・　事業者によっては，解体業とは別に破砕業，産業廃棄物収集運搬業，産業廃棄物処分業等の許可を受けている場合があるが，これらと混同することなく，必ず千葉県で受けている引取業の登録番号を記入すること。なお，登録番号は引取業者登録通知書等に記載している。

ウ　住所

・　法人の場合は，商業登記簿謄本に登記している本店（本社）の住所をそのまま（漢字，算用数字，○○番○○号等に注意）記載すること。
・　個人の場合は，住民票に記載されている住所をそのまま記載（漢字，算用数字，○○番○○号等に注意）すること。

エ　氏名

・　商業登記簿謄本又は住民票に記載されているとおりに記載すること。
・　個人の場合は，「○○自動車商店」等の屋号の記載は不要である。
・　法人の場合であって，代表取締役がいない場合については，実質的に代表となる取締役となっている者を代表者とすること（この場合，役職の表示は「取締役」となる)。

なお，商業登記簿謄本で「代表取締役」となっている場合は，代表者の記載は「代表取締役　○○　○○」となるが，「代表取締役」となっていない場合は，代表者の記載は「取締役　○○　○○」となる。代表権のない「専務取締役」及び「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから，申請書に記載する場合は「取締役」となる。

オ　役員の氏名

・　法人の場合にあっては，商業登記簿謄本に記載されているすべての役員（監査役も含む。）を列挙すること。
・　ふりがなも忘れず記すこと。
・　代表権のない「専務取締役」及び「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから，申請書に記載する場合は「取締役」となる。

カ　法定代理人の氏名及び住所

・　申請者が個人で，その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は，その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。
・　住民票の写し（又は外国人登録証明書）に記載されている事項を確認し記載すること。
・　「○○市○○二丁目１番１号」のように記載すること（なるべく「２－１－１」等の省略は避ける。）。

キ　事業所の名称及び所在地

・　事業所が様式の示されている数より多い場合には，「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか，別紙を添付することによって，全ての事業所について事業所ごとに記載すること。
・　事業所の名称は，使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載すること。
・　所在地については，「○○市○○二丁目１番１号」のように記載すること（なるべく「２－１－１」等の省略は避ける。）。

ク　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

・　自動車整備士，中古自動車査定士又は業界団体等が行う講習の受講修了者がいる場合は，「２」を選択すること。
・　上記の資格等がない場合は，「１」を選択すること。

（２）添付書類

ア　住民票の写し又は商業登記簿謄本

・　登録申請者が個人の場合は，本籍が記載された住民票の写しを添付すること。
・　登録申請者が個人であり，かつ，外国人の場合は，外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。
・　登録申請者が未成年の場合は，その法定代理人の住民票の写しを添付すること。
・　登録申請者が法人の場合は，商業登記簿謄本を添付すること。

イ　使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

・　申請書の「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の項目において，「１」を選択した場合は，「残存フロン類の確認方法」（Ｐ３９）の書類を添付すること。
・　「２」を選択した場合は，該当する資格等を有することを証明する書類の写しを添付すること。

ウ　誓約書　（Ｐ４０）

・　作成年月日は申請日と同日にすること。
・　この書面に記名押印することによって差支えない。
・　書面の記名押印は，申請書に用いたものと同一のものを用いること。

（３）　提出先等

ア　提出先

千葉県環境生活部廃棄物指導課（本庁舎４階）
産業廃棄物指導室　自動車リサイクル担当
電　話：０４３－２２３－４６５８（直通）
受付日：月曜日～金曜日（土日・祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）
時　間：９時～１２時，１３時～１７時
<u>郵送不可</u>

イ　手数料

引取業の新規登録	５，０００円

・　手数料は千葉県収入証紙で納付すること。
・　収入証紙は千葉県庁生協売店，各地域振興事務所出納室，各市町村出納担当局等で購入し，申請書に貼付せず持参すること。

ウ　提出部数

１部

エ　事業所が千葉市，船橋市又は柏市の場合

千葉市，船橋市又は柏市に事業所を設置する事業者は，各市役所に問い合せること。

①　千葉市

環境局環境管理部産業廃棄物指導課
電話：０４３－２４５－５６８３

②　船橋市

環境部産業廃棄物課

電話：０４７－４３６－３８１３

③　柏市

環境部産業廃棄物対策課

電話：０４－７１６７－１６９６

（４）登録通知書の通知

登録通知書は原則として申請者の住所へ郵送する。他のあて先を希望する場合は申請手続きの際に申し出ること。

Ⅲ　フロン類回収業者の登録

１　根拠法令

法　：第５３条及び第５４条
規　則：第５０条

２　フロン類回収業者の位置づけ

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は，フロン類回収業者として都道府県知事等に登録することが必要となる。
→　フロン類を適正に回収し，自動車製造業者等に引き渡す役割を担う（自動車製造業者等にフロン類回収料金を請求可能）。

・　フロン類回収業を行う事業所所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長の登録制。使用済自動車からのフロン類の回収を業として行うには，事業者ごと自治体ごとに様式に従って登録申請を行って登録を受けることが必要となる（５年ごとの更新制）。

・　登録要件は，適正なフロン類回収設備を有するなどフロン回収破壊法に準ずるものとする（フロン回収破壊法又は廃棄物処理法上の違反による罰金刑や登録取消後２年を経過していないこと等の欠格要件に該当しないことも必要となる。）。

・　フロン回収破壊法で第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は，自動車リサイクル法のフロン類回収業者に自動的に移行されている。

・　自動車リサイクル法の登録を受けていれば，自動車リサイクル法対象自動車に関しては廃棄物処理法の業の許可は不要となる（事業所所在地の都道府県知事等の登録を受けていれば，他の都道府県でも収集運搬が可能となる）。
［法第１２２条第１項］

・　登録事項に変更があるときは，所定の様式に各種添付書類を添えて変更届出が必要となる。

・　事業所ごとに，標識を公衆の見やすい場所に掲げる必要がある。
　標識は縦・横各２０ｃｍ以上の大きさで，フロン類回収業者であること，氏名又は名称，登録番号及び回収するフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）を記載したものであることが必要である。

実務上は，引取業者やフロン類回収業者の標識と兼ねて１つの標識とすることや複数の登録番号・許可番号を１つにまとめた標識とすることについても差し支えなく，Ａ４版以上の大きさであれば，都道府県知事等からの許可証自体を公衆の見やすい場所に掲示することでも足りる。

［標識の例］

○○自動車株式会社　△△事業所	
引取業者登録番号	20121XXXXXX
フロン類回収業者登録番号 回収するフロン類の種類	20122XXXXXX CFC・HFC
解体業許可番号	20123XXXXXX
破砕業許可番号 事業の範囲	20124XXXXXX 破砕前処理（圧縮及び切断）

３　フロン類回収業者の行為義務

（１）引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は，正当な理由※がある場合を除き，使用済自動車を引き取る義務がある。　［法第１１条］

※　正当な理由

①　天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば，事務所が天災等により被害を受け，引取りが物理的に困難な場合を想定）

②　使用済自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）

③　使用済自動車の引取りにより，使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば，大量一括持ち込みの要請がある場合や，乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など，自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）

④　使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合

例えば，

- 使用済自動車の引取りの際の車両本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
- 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
- 引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車が置かれて行かれてしまう場合

⑤　使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する

ものである場合（法令の規定には，自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば，盗難車と分かっていての引取りや，高圧ガス保安法違反になる場合なども想定）

（２）使用済自動車を引き取ったときは，フロン類回収基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従ってフロン類を回収し，自ら再利用する場合を除き，フロン類運搬基準（フロン回収破壊法上の基準と同じもの）に従って自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従って）引き渡す義務がある。

［法第１２条，第１３条，第２２条等関係］

（３）フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について，自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の請求が可能である（フロン回収破壊法と同様）。

［法第２３条関係］

（４）フロン類を回収した使用済自動車は解体業者へ引き渡す義務がある。解体業者にも引取義務があるが，正当な理由がある場合には引取拒否される可能性があることに留意すること。 ［法第１４条］

（５）電子マニフェスト制度を利用して，使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから３日以内に情報管理センター（(財）自動車リサイクル促進センター）に報告する義務がある。 ［法第８１条第３項～第６項］

（６）使用済自動車を自ら運搬する場合は，廃棄物処理法の業の許可は不要だが，廃棄物処理基準に従う必要がある。 ［法第１２２条第７項］

（７）毎年度，事業所ごとに以下の項目について定期報告が必要となる。

- 年度内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関（(財）自動車リサイクル促進センター）に引き渡したフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量（実務上は，自動車製造業者等及び指定再資源化機関における引取量が参考情報として，電子マニフェスト制度のシステムで自動的に計算・表示される。）

- 年度内に再利用をしたフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号

> 余剰金となるリサイクル料金等を把握する観点から車台番号は必須であることが自動車リサイクル法上規定されているが，実務上は，電子マニフェスト制度のシステム上で，どの車台番号のフロン類を再利用したかをチェックしておく機能を設ける等の利便性ある措置を講ずることとする。

・　年度終了日において保管していたフロン類の種類（ＣＦＣ・ＨＦＣ）ごとの量

４　フロン類回収業者登録申請書及び添付資料

申請書の記載事項に訂正や内容の補正があった場合は，申請時に受理されず再提出することがある。申請書の記載内容について疑義がある場合は事前に確認したうえで，申請書を提出すること。なお，証明書等は発行から３箇月以内のものを用いること。

（１）フロン類回収業者登録申請書　（Ｐ３２・Ｐ３３）

各項目の留意事項は以下のとおりである。なお，申請書の作成を行政書士等が行う場合は，申請書（第１面）の右下に事務所名，行政書士等名及び電話番号を明記すること。

ア　申請年月日

申請書提出時は記入せず，廃棄物指導課の内容審査が終わり，受理された時点で記入すること。

イ　※登録番号，※登録年月日

・　フロン類回収業者登録更新申請の場合に記入する欄であり，新規登録申請の場合は記入しない。
・　事業者によっては，解体業とは別に破砕業，産業廃棄物収集運搬業，産業廃棄物処分業等の許可を受けている場合があるが，これらと混同することなく，必ず千葉県で受けているフロン類回収業の登録番号を記入すること。なお，登録番号はフロン類回収業者登録通知書等に記載している。

ウ　住所

・　法人の場合は，商業登記簿謄本に登記している本店（本社）の住所をそのまま（漢字，算用数字，○○番○○号等に注意）記載すること。
・　個人の場合は，住民票に記載されている住所をそのまま記載（漢字，算用数字，○○番○○号等に注意）すること。

エ　氏名

・　商業登記簿謄本又は住民票に記載されているとおりに記載すること。
・　個人の場合は，「○○自動車商店」等の屋号の記載は不要である。
・　法人の場合であって，代表取締役がいない場合については，実質的に代表となる取締役となっている者を代表者とすること（この場合，役職の表示は「取締役」となる）。

なお，商業登記簿謄本で「代表取締役」となっている場合は，代表者の記載は「代表取締役　○○　○○」となるが，「代表取締役」となっていない場合は，代表者の記載は「取締役　○○　○○」となる。代表権のない「専務取締役」及び「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから，申請書に記載する場合は「取締役」となる。

オ　役員の氏名

・　法人の場合にあっては，商業登記簿謄本に記載されているすべての役員（監査役も含む。）を列挙すること。

・　ふりがなも忘れず記すこと。

・　代表権のない「専務取締役」及び「常務取締役」等の名称は会社の組織上の呼称であることから，申請書に記載する場合は「取締役」となる。

カ　法定代理人の氏名及び住所

・　申請者が個人で，その営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合は，その法定代理人の氏名及び住所を記載すること。

・　住民票の写し（又は外国人登録証明書）に記載されている事項を確認し記載すること。

・　「○○市○○二丁目１番１号」のように記載すること（なるべく「２－１－１」等の省略は避ける。）。

キ　事業所の名称及び所在地

・　事業所が複数ある場合には，「事業所の名称及び所在地」の欄を繰り返し設けるか，別紙を添付することによって，全ての事業所について事業所ごとに記載すること。

・　事業所の名称は，使用済自動車等の引取り又は引渡しの際に行う電子マニフェストによる移動報告において使用する名称を記載すること。

・　所在地については，「○○市○○二丁目１番１号」のように記載すること（なるべく「２－１－１」等の省略は避ける。）。

ク　回収しようとするフロン類の種類

　使用するフロン類回収設備で回収できるフロン類の種類に対して「○」を記入すること。

ケ　フロン類回収装置の種類，能力及び台数

　使用するフロン類回収設備が１分間で回収できるフロン類の量と，設備の種類から該当する空欄に設備の台数を記載すること。

（２）添付書類

ア　住民票の写し又は商業登記簿謄本

・　登録申請者が個人の場合は，本籍が記載された住民票の写しを添付すること。

・　登録申請者が個人であり，かつ，外国人の場合は，外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。

・　登録申請者が未成年の場合は，その法定代理人の住民票の写しを添付すること。

・　登録申請者が法人の場合は，商業登記簿謄本を添付すること。

イ　フロン類回収設備の所有権

・　所有権を有する場合は，購入契約書，納品書，領収書又は販売証明書等のいず

れかの写しを添付すること。

・　上記の書類関係がない場合は，当該フロン類回収設備を製造業者及び型式が分かるように撮影し，その写真を添付すること。

・　所有権を有しない場合は，使用する権原を有することを証明する書類として，借用契約書，共同使用規定書等のうちいずれかの写しを添付すること。

　さらに，当該フロン類回収設備の所有権を有する者の購入契約書，納品書，領収書又は販売証明書等のいずれかの写しを添付すること。

ウ　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類

取扱説明書，仕様書，カタログ等のうちいずれかの写しを添付すること。

エ　誓約書　（Ｐ４０）

・　作成年月日は申請日と同日にすること。
・　この書面に記名押印することによって差支えない。
・　書面の記名押印は，申請書に用いたものと同一のものを用いること。

（３）　提出先等

ア　提出先

千葉県環境生活部廃棄物指導課（本庁舎４階）
産業廃棄物指導室　自動車リサイクル担当
電　話：０４３－２２３－４６５８（直通）
受付日：月曜日～金曜日（土日・祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）
時　間：９時～１２時，１３時～１７時
郵送不可

イ　手数料

フロン類回収業者の新規登録	５，０００円

・　手数料は千葉県収入証紙で納付すること。
・　収入証紙は千葉県庁生協売店，各地域振興事務所出納室，各市町村出納担当局等で購入し，申請書に貼付せず持参すること。

ウ　提出部数

１部

エ　事業所が千葉市，船橋市又は柏市の場合

千葉市，船橋市又は柏市に事業所を設置する事業者は，各市役所に問い合せること。

①　千葉市

環境局環境管理部産業廃棄物指導課

電話：０４３－２４５－５６８３

②　船橋市

環境部産業廃棄物課

電話：０４７－４３６－３８１３

③　柏市

環境部産業廃棄物対策課

電話：０４－７１６７－１６９６

（４）登録通知書の通知

登録通知書は原則として申請者の住所へ郵送する。他のあて先を希望する場合は申請手続きの際に申し出ること。

Ⅳ　登録後の手続き（引取業者・フロン類回収業者）

１　自動車リサイクルシステムの登録

自動車リサイクル法関連事業者は県の登録・許可とは別に，電子マニフェスト制度を活用し移動報告等の機能を有する自動車リサイクルシステムの登録が必要である。

【インターネットから登録申込み書類の取得方法】
アドレス：http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0230.html（引取業）
http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0240.html（フロン類回収業）

【電話による問い合わせ先】
自動車リサイクルシステム事業者登録センター
電話：０５０－３７８６－８８２２

２　登録の更新

（１）根拠法令

ア　引取業者

法第４２条第２項

イ　フロン類回収業者

法第５３条第２項

（２）登録の更新申請書の提出

・　新規の登録申請と同じものとする。
ただし，従来の登録通知書の原本又は引取業者（フロン類回収業者）登録証明願の原本を添付すること。
・　紛失等により登録通知書を添付できない場合は，その旨を登録の更新申請書の余白に記すこと。

登録の更新年度に該当する事業者には事前に通知を発送します。

（３）　提出先等

ア　提出先

新規の登録申請と同じものとする。
ただし，受付開始は登録有効期限満了日の３箇月前からとする。

イ　手数料

引取業者登録の更新	４，０００円
フロン類回収業者登録の更新	

・　手数料は千葉県収入証紙で納付すること。

・　収入証紙は千葉県庁生協売店，各地域振興事務所出納室，各市町村出納担当局等で購入し，申請書に貼付せず持参すること。

ウ　提出部数

１部

３　変更届

（１）根拠法令

ア　引取業

法　：第４６条第２項

規　則：第４８条

イ　フロン類回収業

法　：第５７条

規　則：第５３条

（２）変更届出書の提出等

ア　変更届出書の提出

下表の変更事項に該当する変更があったときは，引取業者変更届出書（Ｐ３１）又はフロン類回収業者変更届出書（Ｐ３４）に必要な書類を添えて，変更の日から３０日以内に提出（郵送可）すること。

また，複数の事業所をもつ事業者が，一つの事業所を追加又は廃止する場合は変更届の対象となる。

【送付先】

〒２６０－８６６７

千葉市中央区市場町１番１号

千葉県環境生活部廃棄物指導課（自動車リサイクル担当）

イ　提出部数

１部

	変　　更　　事　　項	添　付　書　類
共通	＜個人申請の場合＞ 氏名又は住所の変更	・住民票の写し(外国人の場合は，外国人登録証明書のコピー又は外国人登録原票記載事項証明書) ・誓約書 ・従前の登録通知書
	＜法人申請の場合＞ 法人の名称，住所，代表者の変更	・商業登記簿謄本 ・誓約書 ・従前の登録通知書
	法人の役員(業務執行社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者)の変更	・商業登記簿謄本 ・誓約書
	法定代理人の氏名及び住所に変更があったとき	・法定代理人の住民票の写し ・誓約書
	事業所の名称又は所在地の変更があったとき	・従前の登録通知書
引取業者	「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の変更	確認方法を記載した書類 若しくは 自動車整備士, 中古自動車査定士等の資格証等の写し又は業界団体等が行う講習の受講修了証の写し
フロン類回収業者	・回収するフロン類の種類の変更又は能力の変更	・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
	・フロン類回収設備の台数の変更(回収するフロン類の変更を伴わない場合は不要)	・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類又は使用権原を有することを示す書類及び借用先等の所有権を有することを示す書類

※　証明書等は発行から３箇月以内のものを用いること。

４　廃業等届

（１）根拠法令

ア　引取業

法　：第４８条第１項

細　則：第２条

イ　フロン類回収業

法　：第５９条

細　則：第３条

（２）廃業等届出書の提出等

ア　廃業等届出書の提出

業を廃止した場合は，引取業廃業等届出書（Ｐ３５）又はフロン類回収業者廃業等届出書（Ｐ３６）に各登録通知書を添付のうえ，廃業等の日から３０日以内に提出（郵送可）すること。

【送付先】

〒２６０－８６６７

千葉市中央区市場町１番１号

千葉県環境生活部廃棄物指導課（自動車リサイクル担当）

廃業事由	届出義務者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
その許可に係る解体業を廃止した場合	解体業者であった個人又は解体業者であった法人を代表する役員

イ　提出部数

１部

５　登録証明願

登録通知書を紛失し，毀損し，又は汚損したことにより登録証明願を受けようとする場合は，引取業者登録証明願（Ｐ３７）又はフロン類回収業者登録証明願（Ｐ３８）を提出すること。

Ⅴ　様式及び標準的な記載方法

様式第一（法第四十六条関係）

登　　　録
引取業者　　　　　　申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

平成　　年　　月　　日

千　葉　県　知　事　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４３条第１項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏　名	
住　所	（郵便番号）　　　　　　電話番号

事業所の名称及び所在地

名　称	
所在地	（郵便番号） 電話番号
名　称	
所在地	（郵便番号） 電話番号

事業所の名称及び所在地		
	名　称	
	所在地	（郵便番号） 電話番号
	名　称	
	所在地	（郵便番号） 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制＜１、２のどちらかに○をつける。＞	
	１　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。 ２　使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二（法第四十八条関係）

引取業者変更届出書

平成　　年　　月　　日

千 葉 県 知 事　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　印
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
電話番号

　　年　　月　　日付け第　　　　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので，使用済自動車の再資源化等に関する法律第４６条第１項の規定により，必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２　氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三（第五十条関係）

登　　　録
フロン類回収業者　　　　　申請書
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

平成　　年　　月　　日

千　葉　県　知　事　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により，必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役　職　名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	
住　　所	（郵便番号） 電話番号

事業所の名称及び所在地

名　　称	
所 在 地	（郵便番号） 電話番号

回収しようとするフロン類の種類		
	ＣＦＣ	
	ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類，能力及び台数			
	設備の種類	能　　力	
		200g/min 未満	200g/min 以上
	ＣＦＣ用	台	台
	ＨＦＣ用	台	台
	ＣＦＣ，ＨＦＣ兼用	台	台

備考　１　※印の欄は，更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には，「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け，事務所ごとに記載すること。

３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には，該当するものに丸印を記入すること。

４　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

平成　　年　　月　　日

千　葉　県　知　事　　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
電話番号

　　年　　月　　日付け第　　　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので，使用済自動車の再資源化等に関する法律第５７条第１項の規定により，必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２　氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合について，署名は必ず自署するものとする。

第一号様式（施行細則第二条）

引取業廃業等届出書

平成　　年　　月　　日

千 葉 県 知 事　　様

届出者
　郵便番号
　住　　所
　氏　　名　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
　電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４８条第１項の規定により，引取業の廃業等について次のとおり届け出ます。

引取業を廃業等した引取業登録業者	住　所 氏　名 (法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名)
登録年月日 及び登録番号	年　　月　　日　　　第　　　　号
廃業等年月日	年　　月　　日
廃業等の理由	

備考
１　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。
３　この届出書は，廃業等の日から３０日以内に提出すること。

第二号様式（施行細則第三条）

フロン類回収業廃業等届出書

年　　月　　日

千　葉　県　知　事　　　様

届出者
郵便番号
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５９条において準用する同法第４８条第１項の規定により，フロン類回収業の廃業等について次のとおり届け出ます。

フロン類回収業を廃業等したフロン類回収業登録業者	住　所 氏　名 (法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名)
登録年月日及び登録番号	年　　月　　日　　　　第　　　　号
廃業等年月日	年　　月　　日
廃業等の理由	

備考
１　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。
３　この届出書は，廃業等の日から３０日以内に提出すること。

第５号様式（事務取扱要領第４条）

引取業者登録証明願

平成　　年　　月　　日

千　葉　県　知　事　　　様

郵便番号
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）第４２条第１項の規定により，下記のとおり引取業者登録簿に登録されていることを証明願います。

記

１　登録事業者名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）

２　登録事業者住所又は所在地

３　登録番号

４　登録（更新）年月日

５　登録有効年月日

６　引取業を行うすべての事業所及び所在地

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　　　　　印

第６号様式（事務取扱要領第４条）

フロン類回収業者登録証明願

年　　月　　日

千　葉　県　知　事　　　様

郵便番号
住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　　　印
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）第５３条第１項の規定により，下記のとおりフロン類回収業者登録簿に登録されていることを証明願います。

記

１　登録事業者名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）

２　登録事業者住所又は所在地

３　登録番号

４　登録（更新）年月日

５　登録有効年月日

６　フロン類回収業を行うすべての事業所及び所在地，回収するフロン類の種別

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

千葉県知事　　　　　　　　　　印

残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第４３条第１項第５号の規定に基づき，引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否か確認する体制として当該書類を事業所に備え，以下の方法により確認することとしています。

■　エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け，エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

■　車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認する。

■　必要に応じて，以下により確認

□　使用済自動車の引取り時に，使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

□　実際にカーエアコンを作動させて，効き具合，コンプレッサの作動，サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

誓約書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４５条第１項各号（引取業）又は第５６条第１項各号（フロン類回収業）に規定する登録拒否事由

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
二　この法律，フロン類回収破壊法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して，罰金以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三　第５１条第１項（引取業）又は第５８条第１項（フロン類回収業）の規定により登録を取り消され，その処分のあった日から二年を経過しない者
四　引取業者（フロン類回収業者）で法人であるものが第５１条第１項（第５８条第１項）の規定により登録を取り消された場合において，その処分のあった日前３０日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者
五　第５１条第１項（引取業者）又は第５８条第１項（フロン類回収業）の規定により事業の停止を命ぜられ，その停止の期間が経過しない者
六　引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
七　法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は，上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

平成　　年　　月　　日

住所

氏名

（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）

備考　氏名を記載し，押印することに代えて，署名することができる。この場合において，署名は必ず本人が自署するものとする。